

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重健寿会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

2 下記報酬費用弁償費について別表1にまとめる。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対しては実態に応じて報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、1日 5,000円とする。但し、理事会評議員会に関しては無償とする。

3 理事長の報酬は実態に応じて支給するが月20万円を上限とする。

4 監事監査に関しては別に定める。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。但し、理事会評議員会出席に関しては、役員等一律3,000円とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年6月9日から施行する。

別表1

| 名称 | 報酬 | 費用弁償費 |
|-------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 理事会評議員会出席報酬 | 無償 | 3,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 1日5,000円 1日10,000円（税理士資格者） | 3,000円 （理事会当日の場合は理事会費用弁償費に含む） |
| 理事長報酬 | 1日30,000円（1ヶ月20万円を上限） | 報酬に含む |
| 理事等業務報酬 （理事会評議員会を除く） | 1日5,000円 | 交通費の実費額 |
| 旅費・宿泊費 | 実費 | 交通費宿泊費の実費額 |